

【研究ノート】

公園の博物館化に関する一考察

A Study on Museum-like Functions of Parks

堀江典子※、平松玲治※

Noriko HORIE, Reiji HIRAMATSU

1. はじめに（研究の背景と目的）

我々は、国営公園等の大規模な公園の管理運営に従事し、また広く公園の管理運営にかかわる調査研究を実施するなかで、多くの公園が敷地内にある歴史文化的資源や自然的資源についての保全と利活用を図り、展示解説などに取り組んでいることを、「公園の博物館化」と捉え、その可能性と課題を探りつつ、公園における博物館的機能の導入のあり方を検討しているところである（堀江典子 2008、2009a、2009b、2009c、平松玲治他 2009a、2009b、2009c、2010）。

博物館と公園は、ともに市民が健康で文化的な生活を送るために不可欠な施設として位置づけられ、世代を超えて受け継がれ、それぞれの機能を担ってきた別個の施設である。従来、博物館は収集、保全、調査研究、展示、教育などの役割を担い、公園は環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などの役割を担ってきた。しかしながら、両者とも、各機能の充実や多機能化が図られるなかで、空間的にも機能的にも、また名称自体も重複傾向が見られる（堀江典子 2009c）。博物館領域と公園領域の重複は、次の三つの方向で整理することができる（図1参照）。すなわち、博物館の公園化、公園の博物館化、そしてそのいずれの枠にも納まらない

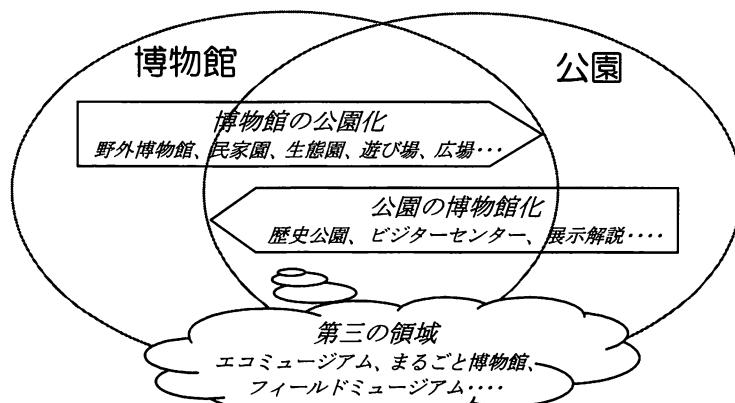


図1 博物館領域と公園領域の重複（概念図）

※ (財)公園緑地管理財団公園管理運営研究所

い領域にあるものである。

第一の博物館の公園化とは、博物館における公園的な屋外空間や屋外レクリエーション機能の付加あるいは重視であり、いわゆる野外博物館、民家園、生態園など野外展示空間を中心とする博物館や、博物館に付随した遊び場、散策路、広場等をあげることができる。また、第二の公園の博物館化とは、公園における博物館的な施設や機能の付加あるいは重視であり、公園内における展示解説等を目的とした施設やルートの設置、解説のためのプログラムの実施などがあげられる。さらに、エコミュージアム、フィールドミュージアム、まるごと博物館など、従来の博物館の枠には納まらず、博物館と公園の双方に関連するが、博物館の公園化でも公園の博物館化でもない、第三の範疇というべきものも生まれている⁽¹⁾。

多様化する利用者ニーズに応えていくために、各施設の機能的充実や多機能化は基本的には歓迎すべきことであろう。しかしながら、異なるルーツをもち、それなりの長い歴史と領域のなかで発展してきた博物館と公園の領域が混沌としていくのでは、双方にとって利点ばかりではないように思われる。特に、博物館においても公園においても指定管理者制度が導入され、管理運営の実績としての利用者数や利用満足度などの数値が評価の俎上に乗せられ重視されるなかで、体制的、予算的裏づけが十分でないままに機能の拡大や多機能化が推し進められていることが懸念される。例えば、公園の管理運営にあたるスタッフは基本的に緑地や工作物など公園施設管理の専門家であり、植物管理を得意とする者は多くても、博物館的機能である展示解説や教育面については学芸員のような専門家が配置されているわけではない。本来業務に上乗せされるかたちで試行錯誤しながら展示企画に取り組むのでは、展示の前提となる資料の調査等が十分に行えないなど、さまざまな課題があるのではないかと考えられる。

博物館と公園の関係については、公園内の施設としての博物館等の設置状況や成立経緯、遺跡や文化財等の公園化の経緯を取り上げた研究があり（石井弘ら 1986、金子忠一ら 1990、田畠貞寿ら 1990、根木昭ら 1997、井原縁 2005 など）、また、自然公園において博物館的機能を担うビジターセンター等についての研究（油井正昭 1989、岩永幸呼 2002 など）などがある。しかしながら、これまで博物館領域と公園領域との重複という観点からとらえることはなされてこなかった。本稿においては、博物館と公園の領域の重複傾向のうち、公園の博物館化の経緯と現状を整理したうえで、公園の管理運営面を中心に、公園の博物館化の問題点と課題解決方策について、考察したい。

2. 公園の博物館化の経緯と現状

一般に「公園」には、大きく分けて自然公園（自然公園法に基づく地域制公園）、都市公園（都市公園法に基づく營造物公園）、及び、その他自然公園法にも都市公園法にも基づかないが「公園」と呼ばれるものがある。公園の博物館化に関連する出来事を表1に整理した。それぞれにおける博物館化の経緯と現状について以下に述べる。

表1 公園の博物館化の関連年表

年代	「公園の博物館化」関連事項			社会情勢
	都市公園	自然公園	その他	
17c		日本三景の登場		
18c		各地の名所図会の出版		植民地主義 市民革命、産業革命
19c	飛鳥山・御殿山・墨堤など花見場所設置 1873 大政官布告による公園制度の発足	1864 ヨセミテ国立公園（米国）		1889 大日本帝国憲法
1910		1916 国立公園局設置法（米国）。ナショナルパークサービスが連邦政府内に設立され、博物館設置の動きがおこる。 1919 国立公園教育委員会組織化（米国）。	1919 史跡名勝天然記念物	1914 第一次世界大戦
1920		1920 米国の国立公園でインターパリティション・プログラム始まる。ヨセミテ博物館協会が組織される。 1924 ヨセミテ博物館のための補助金獲得 1926 ヨセミテ博物館完成。その後、イエローストーン国立公園等でもトレインサイドミュージアムを展開。 1929 国立公園協会発足		
1930		米国の国立公園で歴史文化の解説始まる 1931 国立公園法（1949改正）		
1940				1941-45 太平洋戦争
1950	1956 都市公園法	1950 国立公園の解説活動始まる 1953 国立公園管理員（レンジャー）配置 1955 米国ナショナルパークサービス設立50周年記念事業によるビジターセンターの大規模建設（66） 1957 自然公園法、自然解説指導員制度発足		1950 文化財保護法 1953 テレビ放送開始
1960	1960 服部緑地に日本民家集落博物館 1967 田生緑地に川崎市立日本民家園	1960 日光国立公園管理事務所設置。小規模な展示室が設けられる。 1963 日光湯元ビジターセンター設置、自然解説を行う 1964 ナショナルトラスト運動	アンリ・リビールがエコミュージアムを提唱（フランス）、米国で生活史復元運動 1966 文化財保護委員会が「風土記の丘」を推奨	1966 古都保存法
1970	1973 都市緑地保全法 1974 国営飛鳥歴史公園開園 1975 緑の相談所（都市緑化植物園）の通達 1977 国営武蔵丘陵森林公園で「植物に親しむ会」 1979 広城公園で「公園植物鑑賞会」	1970 東海自然歩道整備 1972 自然環境保全法 1974 自然保護憲章制定	1971 エコミュージアムの定義 1976 緑のマスター・プラン	1970 大阪万博、国鉄ディスカバージャパン 1972 世界遺産条約採抲、高松塚古墳壁画発見 1975 伝統的建造物群保存地区制度の導入
1980	1983 服部緑地で第1回全国都市緑化フェア 1987 アーバンエコロジーパーク	1981 富山県自然博物園わいの里 1984 尾瀬沼ビジターセンター、自然観察の森整備計画決定 1985 パークボランティア制度（自然保護教育活動推進事業）	1989 朝日町エコミュージアム研究会発足、ふるさと創生事業、東京港野鳥公園、アルザス・エコミュゼ（フランス）	1985 筑波科学博 1989 吉野ヶ里巡回環境集落発見
1990	1990 鶴見緑地で国際花と緑の博覧会 1993 自然生態園計画 1995 浦和くらしの博物館民家園 1997 国営みちのく杜の湖畔公園「ふるさと村」、国営備北丘陵公園「さとやま展示館」 1999 国営木曽三川公園開拓記念公園に環境学習の拠点施設「自然発見館」 1999 都立庭園で庭園ガイドが始まる	1991 環境庁自然保護局に「自然ふれあい推進室」設置 1992 自然ふれあいモデル事業、自然保護局にインターパリティーション検討会を設置 1995 エコミュージアム整備事業による国立公園内のビジターセンター整備、自然環境保全審議会「自然とのふれあいのあり方」答申 1997 ふれあい自然型整備事業	1992 日本エコミュージアム研究所設立 1994 緑の基本計画 1995 グリーンツーリズム事業 1998 田園整備事業、屋久島エコガイド・ネットワーク	1991 パブル崩壊、湾岸戦争 1995 阪神淡路大震災、白神山地・屋久島・姫路城・法隆寺・白川郷の世界遺産登録 1993 環境基本法 1998 長野オリンピック、NPO法
2000	2000 国営沖縄記念公園「首里城」世界遺産登録 2001 国営吉野ヶ里歴史公園開園 2002 国営養父まんのう公園「自然生態園」、国営沖縄海洋博覧会記念公園「沖縄美ら海水族館」 2004 国営武蔵丘陵森林公園で「都市緑化植物園ガイドツアー」開始 2005 国営招和記念公園「花みどり文化センター」 2006 都立公園で指定管理者制度導入、日本の歴史公園100選 2007 国営越後丘陵公園「里山フィールドミュージアム」	2001 環境省へ昇格、自然公園利用拠点新活性化事業 2006 都立自然公園に指定管理者制度導入 2007 「自然公園大会」をエコツーリズムを意識した「自然公園ふれあい全国大会」に 2010 都立奥多摩ビジターセンターに指定管理者制度導入	2000 坂の上の雲フィールドミュージアム、松本まるごと博物館構想 2004 世界ジオパークネットワーク設立 2006 フィールドミュージアム八戸（若洲海岸公園） 2007 シーフロントミュージアム 2008 都立海上公園 HP「海辺の生きもののミュージアム」「緑と花のミュージアム」 2009 洞爺湖有珠山・糸魚川・島原半島がジオパーク認定	2001 米国同時多発テロ 2002 世界エコツーリズム年、環境開発サミット 2003 環境教育法 2005 愛・地球博 2007 エコツーリズム推進法

(1) 自然公園における博物館化

地域制公園⁽²⁾である自然公園には、国が指定し管理する国立公園、国が指定し都道府県が管理する国定公園、都道府県が指定し管理する都道府県立自然公園がある。

昭和 6 年の国立公園法公布に始まるわが国の自然公園制度は、優れた景勝地や貴重な動植物の生息地に設置されていることから、殆どが博物館化の方向性を内在していると考えられる。1963 年に日本で初めてのビジターセンターが日光湯元に設置されて以降、公園エリア内に存在する地形、地質、動植物、自然現象等の特徴的資源について、これらを保護・保全するとともに来訪者に対して案内解説する拠点的施設や解説板が設置されてきた。ビジターセンターは、自然公園法施行令第 1 条第 9 号に掲げる博物展示施設に該当しており、「主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研究施設等。）をいう。」と定義され、主な目的として、①公園の自然・人文の特徴を説明（自然解説）、②自然保護思想の普及啓発（普及啓発）、③公園利用に関する情報提供（情報提供）、が、また、ビジターセンターの機能として、①案内のための機能、②解説のための機能、③体験を促進するための機能、④休憩・避難のための機能、⑤調査・研究のための機能、⑥管理運営のための機能、があげられている。平成 15 年度時点で国立公園内直轄ビジターセンター等 39 箇所のうち、36 箇所が展示解説機能を、また 30 箇所が体験促進機能を有するとされており、施設としても 33 箇所が映像システムを、32 箇所がレクチャールームを有している。ただし、調査研究機能については、マリモの調査研究に取り組んでいる阿寒湖畔エコミュージアムセンターなど 4 箇所にとどまっており、博物館的機能のうち、展示解説を主眼とした施設となっていることが伺える（環境省資料 2003）。

このようなビジターセンターの源流は米国の国立公園に設けられたトレイルサイド・ミュージアム（trailside museum）に求められる⁽³⁾。トレイルサイドミュージアムとビジターセンターに関して、岩永は、公園建築のデザインを研究する立場から、文献調査により日米のビジターセンターの発祥について明らかにしている（岩永幸呼 2002、2009）。岩永によれば、米国においては国立公園が指定される以前から山岳ガイドによる解説活動（インタープリテーション）が行われており、自然教育の重要性の認識から 1916 年のナショナルパークサービス⁽⁴⁾設立当初からフィールド解説活動のための博物館が計画され、トレイルサイドミュージアムとして現地の石と木材を用いた「荒々しく粗野な様式（rustic style）」と称されるデザインの博物館と解説看板（自然の祠（Nature Shrine））が展開された。トレイルサイドミュージアムは、現地での自然解説を重視して、博物館を 1 箇所に集中させず、小規模なものを点在させて配置させたものであったが、第二次世界大戦後、国立公園利用者の増加に対応するため、近代化した建物のビジターセンターが多数設置されるようになり⁽⁵⁾、ハード面を優先した状態でわが国におけるビジターセンターの手本となったことを指摘している。

しかしながら近年では、自然公園のあり方検討懇談会（第 7 回、平成 15 年 12 月 8 日）資料（「自

然公園における自然とのふれあいの推進～ビジターセンターを中心として～」において、「ビジターセンターについては、ハード面の整備に比べ、的確な情報、活動プログラムの提供、それらを支える人的基盤などソフト面の整備の遅れが顕著」であることなどの課題が整理され、ソフト面の充実が図られつつある。例えば、ふれあい自然塾整備事業の第1号として平成12年度に富士箱根伊豆国立公園に開設された田貫湖ふれあい自然塾では、専門スタッフによる質の高い有料・無料の自然体験プログラム等が実施され、イベント数は765件（平成14年度実績）に及ぶなど、各地のビジターセンターにおける情報発信は活発化している。

都道府県が管理する自然公園においても多くのビジターセンターが設置されている。例えば、1950年に東京都立高尾陣馬自然公園となり、さらに1967年に明治の森高尾国定公園に指定された高尾山には、東京都が1969年に高尾ビジターセンターを開設し、解説員が常駐して展示解説、プログラム等を実施している。館内設備として常設展示・季節展示・レクチャールーム・ジオラマ・自然情報コーナー・書籍閲覧コーナー・子供コーナー等を備え、プログラムとしてスライドショー・ガイドウォーク・レンジャートークを行うほか、団体利用に対応したプログラムもあり、ホームページによる自然探求路、動植物、利用ルールなどに関する情報提供も充実し、自然公園をフィールドとした博物館機能を有する施設として賑わっている。

『自然公園のあり方について(中間とりまとめ)案』(平成16年3月29日環境省自然環境部会自然公園のあり方検討小委員会(第5回)資料)においては、「特に方向性を具体化すべき課題」の一つとして、「自然公園の価値評価・存在意義の明確化とそのPR」があげられ、「ビジターセンターにおける情報発信のあり方」への言及があるように、今後もビジターセンターを中心とした博物館的機能の展開が進められていくことが予想される。

(2)都市公園における博物館化

わが国の都市公園は、明治6年(1873年)の太政官布告第16号において、東京では浅草寺や上野寛永寺の境内、京都では八坂神社や清水寺の境内や嵐山など社寺境内等を公園としたのが始まりとされており、また、江戸期からの大名庭園である偕楽園、兼六園、後楽園などの公園が大正8年(1919年)の史蹟名勝天然記念物保存法により名勝に指定されているように、発足当初から歴史文化的資源と密接な関係にあった。しかし、自然景観資源を中心に指定され最初から博物館化の方向を内在しているといえる自然公園に比べると、資源の有無に関係なく設置される都市公園の博物館化は、敷地内の資源の如何に左右される度合いが大きい。

都市公園には、街区基幹公園(街区公園・近隣公園・地区公園)、都市基幹公園(総合公園・運動公園)のように主として居住する人々の利用に供するために法令等に規定された基準等に基づいて配置や規模が計画・決定してきた基幹公園と、それ以外の、一つの市町村の区域を超える広域レクリエーション需要の充足や特定の目的のために設けられる公園とがあり(表2参照)、博物館化は各々の公園内の資源によることになる。

都市公園法においては、都市公園の効用を全うするために設けられる公園施設のひとつとして法第2条第2項第6号において「教養施設」があげられている。「教養施設」とは、施行令第4

表2 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	誘致距離 250m、一箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	誘致距離 500m、一箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	誘致距離 1km、一箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的に、一箇所当たり 10~50ha を標準として配置する。
	運動公園	主として運動利用を目的に、一箇所当たり 15~75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的に、一箇所当たり 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要の充足を目的として、自然環境の良好な地域を主体に大規模公園を核として各種レクリエーション施設を配置する。
国営公園		主として一つの都府県の区域を超えるような広域的見地から設置されるものと、国家的な記念事業等として設置するものがある。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園で、その目的に則して配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和、もしくはコンビナートと地帯等の災害防止を図ることを目的とする緑地。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るための緑地。
都市林		市街地及び周辺部の樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、復元を図れるよう十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的とする。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域に配置する。

条第5項において「植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの並びに古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復元したもので歴史上又は学術上価値の高いもの」とされている。このうち、「陳列館」には美術館、博物館が含まれる。上野公園に代表されるように、公園区域内や公園区域と隣接して博物館や美術館をはじめとする教養施設が整備されている公園は数多く、『博物館総覧』((財)日本博物館協会 2008)掲載施設のうち、東京都内に所在する 269 館（うち登録博物館は 71 館、博物館相当施設は 40 館）のうち、博物館施設が公園区域内に建設されているケースが 45 館（16.7%）ある。このような博物館施設の場合、その管理運営は公園の管理運営とは基本的に独立して行われているわけであり、公園区域内ではあっても、公園本体の管理運営に博物館的機能が付加されているわけではない。本稿で公園における博物館的機能の導入として取り上げたいのは、公園管理者による管理運営における博物館的機能の付加についてであるため、ここでは管理運営が独立した博物館等については扱わないこととする。

都市公園のうち、特に博物館的機能の導入が盛んに行われているのは歴史公園や動植物公園などの特殊公園と国営公園であろう。歴史公園とは、「遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存す土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置」(都市計画法運用指針(平成13年4月18日国都計第61号))された公園であり、史跡等に関して解説板

が設置されている他、ボランティアによるガイドが行われている歴史公園も多い。都市公園法施行50周年を記念して行われた「日本の歴史公園100選」では2006年10月に112公園を、2007年2月に138公園が指定されている。

国営公園とは、ひとつの都府県の区域を超えるような広域的な見地から設置されるもの、及び国家的な記念事業として、またはわが国固有の優れた文化的資産の保存および活用を図るため閣議の決定を経て設置されるものとして、国直轄事業により現在17箇所の整備が進められ、既に全国で16箇所が供用を開始している都市公園である。このうち、国営飛鳥歴史公園と国営吉野ヶ里歴史公園は優れた文化的資産の保存と活用を主旨として設置され、国営飛鳥歴史公園においては国営飛鳥歴史公園館、国営吉野ヶ里歴史公園においては歴史公園センターや北墳丘墓展示館などの展示解説施設が設けられている。国営公園における展示解説の事例は数多い(平松玲治他2009a、2009b、2009c、2010)が、収集保存の事例としては、国営越後丘陵公園におけるバラの収集、国営みちのく杜の湖畔公園ふるさと村における東北各県の古民家移築保存(西川清他2010)、などがある。調査研究の事例としては、国営武蔵丘陵森林公園都市緑化植物園における樹林地景観管理や国営滝野すずらん丘陵公園における自生山野草の保全復元の取り組みなどがある((財)公園緑地管理財団2009)。利用者サービスの観点から展示解説が先行しているが、今後、その前提となる資源の収集保存及び調査研究の充実が求められる。

動植物公園は博物館相当施設など博物館として位置づけられている園が多いが、都市公園あるいは都市公園施設として整備されてきたものに都市緑化植物園がある。「緑の相談所—都市緑化植物園一」とは、都市緑化の推進を目的として、都市住民に対し植栽樹種の選定、植栽方法、病虫害防除等に関する指導、樹木及び草花の販売及び購入の斡旋、都市緑化に関する広報活動、各種催し物の開催等を行う施設であり(昭和50年9月26日付け建設省都市局長通達)、昭和51年12月15日付け建設省公園緑地課長通知によって、植物の収集・展示の方針が示され、「見本園においては、調査、研究、指導等に役立つよう極力属別にグルーピングを図ること」、「苗畑は、調査・研究・園内植栽及び普及の用に供するため必要な規模を確保するほか、その一部を育苗教材園として計画すること」、「少なくとも和名、科名、学名、原産地及び主たる用途を記入したラベルを付けること」、などが求められており、都市緑化のための博物館として充実した機能の確保が期待されている。

なお、近年の傾向として、生物多様性等の観点から里地里山などの二次的な自然の価値が見直され、そのような身近な自然と触れ合う場として都市公園が展示解説や環境教育に取り組むケースが増えてきている。また、花による誘客を図る花の名所づくりに力を入れる公園も多く、品種のコレクションを増やすなかで展示解説やガイドツアーなどが導入されてきている。

街区公園や近隣公園など規模の小さい公園ではそのような展示解説を求められるほどの資源を持たない場合が多いようだが、それでも公園規模の大小にかかわらず、樹名板などが設置され、植物や野鳥等の解説板が設置されていることもある。これらもささやかながら博物館的機能を担っていると言えよう。

(3) その他の公園における博物館化

自然公園法や都市公園法に基づくものではないが「公園」という名称が付く施設も少なくない。代表的なのは、旧皇室苑地で環境省が管轄する国民公園（皇居外苑、新宿御苑、京都御苑）、港湾施設として設置される海上公園、農林水産省所管の農村公園や農業公園であり都市公園と同様に営造物として設置される。他に、文化庁所管の史跡公園、旧自治省所管のふるさと創生公園、民間経営による公園などがある。

国民公園である新宿御苑では、皇室の菊作りの伝統を受け継いだ菊の栽培、展示を行っているほか、(社)日本植物園協会の植物多様性保全拠点園及び植物園自然保護国際機構が定める「植物園の保全活動に対する国際アジェンダ」の登録園として、絶滅危惧植物の保全に取り組み、平成20年度から絶滅危惧種の種子保存も行っている。また、各種講座なども開催している。

東京都の海上公園は、都民と海とのふれあいの場の創出を目的に策定された「東京都海上公園構想」（昭和46年1月）に基づき整備されたもので、有明テニスの森公園や、観光スポットとなっているお台場海浜公園などが含まれる。多くは、レクリエーション機能や景観形成機能を主眼としてきたと考えられる（東京都港湾局2002）が、その中で、博物館的な機能を有する海上公園として特筆すべきなのが1989年に開園した東京港野鳥公園である。東京港の埋立地によりみがえた自然を生かしてつくられ、年間120種前後、開園以来219種類（2009年7月現在）の野鳥が観察され、2000年には「シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」の参加湿地として国際的に認められる貴重な自然的資源を有する公園となっている。園内にはネイチャーセンター、自然学習センター、観察小屋、観察広場、自然生態園などが設けられ、日本野鳥の会グループの管理により展示解説等が行われている。本公園は設置当初から再生された自然資源の保全と活用を主眼として博物館的機能の充実が図られているといえるが、そのほかの海上公園についても、指定管理者制度が導入され、サービス向上や利用促進が積極的に図られるなかで、平成20年度よりホームページ上での「海辺のいきものミュージアム」、「緑と花のミュージアム」と称して園内で見られる生き物や植物の情報発信を行ったり、若洲海浜公園をひとつのミュージアムに見立ててアートの提供の場にしようという「シーフロントミュージアム」（2007年～）、海上公園ガイドツアーなどのイベントが実施されるようになっている。博物館的な機能の付加が、サービス向上や利用促進の手段の一つとなっていることが伺える。

農村公園や農業公園は、農村の生活環境の基盤として整備されている公園であるが、精農精神と農家経済の建て直しに尽力した人物の功績を伝える解説板を設置した石川翁農村公園（亀田藩田園空間博物館（秋田県由利本荘市））、野鳥観察小屋を設置した平ノ下河原農村公園（島守盆地田園空間博物館（青森県八戸市））をはじめ、農林水産省のプロジェクトである田園空間博物館⁽⁶⁾のなかで展示物として位置づけられている公園もある。

3. 公園の博物館化における問題点

このように、さまざまな公園が管理運営のなかで博物館的な機能を付加していく傾向がみられ

るが、博物館的機能の導入には価値ある資料の存在、すなわち公園の敷地内に、どのような自然的あるいは人文的に保存する価値のある資源、調査研究や展示解説の対象となりうる資源が存在しているかが前提となる。例えば、動植物の生息地となっている樹林や水辺、植物園や生態園等を含む公園では、園内の自然資源の解説や保護・保全に理解を求めるような展示解説がなされる。また、名勝や史跡等の文化財を有する公園では、そのような貴重な文化財の保存と解説案内が欠かせない。公園内に存在する資源の価値が高いほど、あるいは関心が高いほど、資源に関する解説の分量は増えるであろうし、出土品などの付随する資料があれば、展示収蔵施設も必要となるであろう。さらに、有料か無料かといったサービス提供のニーズなどによって博物館化の濃淡、内容は大きく異なる。

ここでは、公園の博物館化、すなわち、公園に博物館的機能を付加する上での問題点を、個々の博物館的機能の面、及び多機能化の背景にある指定管理者制度の面から考察し、その解決に向けての可能性を探りたい。

(1)博物館的機能面における問題点

1) 収集保全機能

公園の場合、史跡や自然景観などについては既に公園内にある資源の保全と活用を中心となるが、民家園などでは古民家や付随する民具の収集がなされ、また園内に各種植物園や都市緑化植物園がある場合には植物種の収集が行われる。従来からショウブ園、ボタン園、バラ園をはじめとして観賞用樹木や宿根草の品種の収集、育成がなされ人気を集めてきたが、さらに近年では集客力のある花の名所づくりが意識され、チューリップ、スイセン、ユリ、コスモスなどについても品種数や株数などを競うことが盛んに行われるようになっている。一方で、近年、身近な動植物の減少や絶滅、あるいは種の搅乱が懸念されており、生物多様性の観点からも地域の固有種などの生育空間として公園が果たすべき役割は重要度を増している。しかしながら、園芸品種を中心とした収集の歴史と技術には優れたものがあるが、絶滅危惧種や地域固有種の収集と保護育成技術は摸索の段階にあり、国営公園にとっても今後の大きな課題である（永留真雄 2007、森本千尋 2008、大浦康史 2008）。

最初から博物館として存在してもいいような貴重な歴史文化的資源が公園化される場合、その資源の貴重さから、展示解説等博物館的な機能を担うことへの期待は大きいものの、博物館ではなく公園となった時点での公園空間としてレクリエーション機能の比重が大きくならざるをえないことから、保存と利用のバランスの問題が生じることもある。また、学芸員等博物館的機能展開の中心になるべき専門性を持つスタッフの配置が課されなければ、展示施設等のハード面が初期整備されても、その運用面などのソフト面を支える体制が担保されないだろう。

2) 展示解説機能

公園内の展示施設の中には、映像やコンピューター機器を活用した近代的な設備を有する施設もあるが、そのような施設の場合、設置当初は目新しくてよいが、時代遅れとなったり、メンテナンスが十分に行われないために故障したままになってしまう場合もある。公園における資源は、

基本的に野外環境の中に存在するものであって、建物の中でバーチャルに体験するものではない。この意味で、米国の国立公園において現地での自然解説を重視した素朴なトレイルサイドミュージアムが再評価されていること（岩永幸呼 2002、2009）は示唆に富んでいる。映像技術や情報媒体が高度化した現代では、直接現場に行かなくても既視感を持ってしまうことがしばしばある。そのような疑似体験ではなく、実際に足を運んで、季節や気象状況も含めた野外環境の中で接し感じることこそが公園における特徴であり、この特徴を最大限に生かすような展示解説が求められる。ただし、ハンディキャップのある人々を含む多様な人々の快適な利用が可能であることが公園においても考慮されなければならない、景観にもユニバーサルデザインにも適い、かつ公園ならではの展示解説の工夫が必要となる。

また、歴史文化的な資源を復元している場合には、時代や状況設定の妥当性の問題がある。例えば、古民家を移築して庭や田畠など周辺環境も復元するような場合には極力往時の植栽や栽培品種などに配慮するべきであるが、何が正統であるかの判断には外部の専門家や他機関等の助けを借りる必要があるだろう。

3) 調査研究機能

充実した植物園がある場合を除けば、公園においては最も弱い部分であるように思われる。自然的資源については、例えば動植物などのリスト化や生息状況のモニタリング、種の育成のための調査研究などが、また歴史文化的資源については、例えば野外で風雨にさらされる史跡等の保存手法や修復手法などもテーマとなると考えられるが、体制が整っていないこと、つまり予算がない状況で他機関との連携等なしに自前の調査研究体制を保持することは困難であろう。

(2) 指定管理者制度面における問題点

指定管理者制度の問題点についての指摘は少なくないが、ここでは継続性と評価の面から公園の博物館化にかかる課題を指摘したい。

まず、継続性の問題である。指定管理期間は3年から5年程度の期間で設定されるため、例えば、日本庭園の伝統的管理技術の継承が担保されないなど人材育成ができない、長期間の観察とケアを必要とする植物の育成管理ができない、調査研究が制約されるなどである。特に人的資源でもある伝統技術の継承は、技術の習得に長期間の経験を要するものであり、庭園の価値を損なうことになりかねない問題である。野外博物館の代名詞的存在であるスカンセンでは、スウェーデン全土の伝統的建築物を保存しているだけでなく、その修復技術も職人集団が継承している。保存継承しなければならない無形の資源の価値を、公園においても認識すべきであろう。

次に、評価の問題である。指定管理者制度の導入は、行財政改革と経済の停滞を背景とした経費削減を至上命題としているため、確保すべき機能とそのレベルに明確なコンセンサスがなければ、コスト削減競争のなかで実際の管理運営レベルの劣悪化につながりかねないことが懸念されてきた。これに対し、一定の管理水準の確保と、それに見合った適正な評価のあり方が(財)公園緑地管理財団や行政主体等により検討されてきている。しかしながら、指定管理者選定における計画書の評価や年度ごとの実績評価を見ると、自然公園においても都市公園においても、公園と

しての本来的な機能に加えて博物館的な機能に関連すると考えられるイベント・プログラム企画や情報発信など利用促進が期待されており⁽⁷⁾、このような付加的な機能の如何が管理者選定を左右することになりかねない状況にある。にもかかわらず、そのような公園における博物館的機能をどう評価するかは十分に議論されていない。限られた期間で成果を出さなければならないことは、近視眼的な即効性のある企画の偏重につながってしまうことも容易に予測できる。公園における博物館的機能の評価は、博物館における評価の援用でいいのかどうか、そのあり方が検討される必要があるだろう。

(3) 課題解決の可能性

それでは、前述したような課題の解決に向けて、何が考えられるであろうか。

第一に、公園における博物館的機能の導入の前提として、その公園の使命を明確にすることである。近年、それぞれの博物館が、館の使命を明文化して広報することに努めているように、公園においても、総論としての公園の使命だけでなく、その公園が複数ある機能のうち何を優先していくのかというプライオリティを明確にしなければならない。特に、貴重な資源を有する公園の場合、保存と活用のバランスをどのように考えるのかを明確にしておかなければ、オーバーエースやマナーの問題から肝心の資源を損ないかねない。公園としての使命を明確化しておくことで、管理運営上のコンフリクトに対する考え方と、評価におけるウェイトや優先順位を判断する拠り所にすることができる。

第二に、地域の他の機関、つまり博物館や研究機関等との連携を図ることである。公園における資料のリスト化及びリスト管理手法をはじめ博物館を参考とすべき点は多々あると思われ、また調査研究に関しても前述したように連携を前提としなければ担えないテーマが少なくないだろう。このような面での連携を求めていく必要があるし、公園をフィールドとした研究に広く門戸を開き、その成果を公園の管理運営に取り込み活かしていく仕組みづくりがなされるべきである。さらに、博物館でも公園でもさまざまな市民がボランティアとして活動してきており、特に公園の管理運営においてボランティア活動への期待は大きいが、例えば、公園ボランティアに対して博物館学などに関する研修を博物館が行ったり、博物館ボランティアに公園でも活動してもらうなどにより、公園における博物館的機能の導入をサポートしてもらえることができれば、公園にとって力強い支援体制が構築できるだろう。

4. おわりに

本稿においては、博物館領域と公園領域の重複のうち、公園の博物館化、すなわち公園における博物館的機能の導入について整理したうえで、課題と可能性について考察を試みた。

博物館は‘収集品の公開’を、公園は‘空間の公開’を基本に据えた人類の文化資本の共有あるいは享受のシステムである。博物館と公園とが、それぞれの使命を踏まえた役割分担と連携により WIN-WIN の関係を築きながら、博物館、ミュージアム、公園、パークといった言葉を消耗品にすることなく、その実体とともに、公共財、公共の財産として次の世代に継承していくよ

うに、今後も公園の管理運営に携わる立場から考え続けたい。

なお、本研究は科研費（20605017）の助成を受けたものである。

注

- (1) このうちフィールドミュージアムは近年国内各地で用いられている用語で、特定のフィールドを有する種の博物館的なものとして位置づけることによって何らかの役割や効果を期待するものであるが、明確な定義はなく、敷地を含む施設そのものであったり、エコミュージアム同様にコア施設とサテライト施設からなるエリアを指すものであったり、情報ネットワーキングや組織の名称やプロジェクトのキャッチフレーズであったりと様々な用いられ方をしている（堀江典子 2008）。
- (2) 地域制公園とは、土地の権限に関係なく、一定区域を公園として指定し、利用等を制限することで自然景観を保全する公園である。これに対し、營造物公園とは、土地の権限を取得して整備される。
- (3) 木場一夫は 1949 年出版の『新しい博物館』8)の中で、これを「路傍博物館」と訳し、野外博物館であるとしているほか、同書には「公園(路傍)博物館」という記載もある。
- (4) ナショナル・パーク・サービス：1916 年設立。合衆国の連邦政府機関で、国立公園、歴史公園、モニュメント、戦跡、保護地域等を管理する。
- (5) 国立公園における管理計画が見直されるなかで、過剰な設備など公園内の自然にそぐわない構造物は否定されるようになり、現在では当初のラスティック・スタイル (rustic style) が土地の自然を伝える「ウィルダネス建築 (Wilderness Architecture)」として再評価され、建築物そのものも解説の対象となっている。
- (6) 田園空間博物館とは、農村地域に存在する地域資源を歴史的・文化的視点から見直し博物館の展示物と見立てていこうという農林水産省のプロジェクトとして取り組まれている補助事業であり、国が設置した委員会によって全国で 56 個所（平成 21 年 11 月時点）が認定されている。
- (7) 自然公園については、都道府県レベルで指定管理者制度の導入が進んでおり、例えば東京都環境局所管の自然公園における指定管理者の評価結果（平成 20 年度）においては、いずれも「良好」（評価区分は「優良（管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設）」、「良好（管理運営が良好であった施設）」、「一部良好ではない（一部において良好ではない点が認められた施設）」の順に三段階である）とされているが、改善が望まれる点として、「利用者の増加に向けた広報」、「一層の PR 促進及び更なる企画の検討」、「更なる魅力向上への取組」、「自然教室等イベントの回数と参加者を増加させるための更なる取組」などが求められていることから、イベント・プログラムの質的・量的な充実が更に期待されるのではないかと考えられる。また、都立公園の指定管理者の施設管理運営状況についての特筆されて

いる評価事項として、従来の機能に加え、新たな公園資源の発掘や創出・活用、利用促進、情報提供、体験企画など多彩なイベント企画や新たな取組みが求められていることが指摘されている（堀江典子 2009a）。

参考文献

- 平松玲治、堀江典子、永留真雄、松田洋、落合美浩 2009a 「博物館的機能から見た国営武蔵丘陵森林公園における案内解説型プログラムに関する考察」、*ランドスケープ研究増刊*、Vol.72 増刊、pp.156–159
- 平松玲治、堀江典子、川原洋、峰岸徹 2009b 「国営公園における環境教育の取組に関する考察－国営木曽三川公園のプロジェクトワイルドを事例として－」、*国立青少年教育振興機構研究紀要 青少年教育フォーラム*、第 9 号、pp.41–50
- 平松玲治、堀江典子 2009c 「国営公園におけるインターパリテーションプログラムの導入と展開に関する考察」、*ランドスケープ研究 研究論文集*、Vol.72No.5、pp. 585–590
- 平松玲治、堀江典子、大浦康史 2010 「博物館的機能から見た国営公園における展示施設の設置状況と管理運営に関する研究」、*ランドスケープ研究 研究論文集*、Vol.73No.5、pp. 473–476
- 堀江典子 2008 「フィールドミュージアムの概念と国営公園における展開方向」、*公園管理研究*、Vol.2、pp.13–18
- 堀江典子 2009a 「博物館と公園における機能評価に関する一考察」、*地域学研究*、第 39 卷 4 号
- 堀江典子 2009b 「公園的施設としての野外博物館に関する一考察」、*日本地域学会第 46 回年次大会学術発表論文集*、CD-ROM
- 堀江典子 2009c 「博物館領域と公園領域の重複の背景と課題」 *公園管理研究*、Vol.3、pp.7–13
- 井原縁 2005 「栗林公園にみる文化遺産の公園化とその変容に関する史的研究」 *ランドスケープ研究*、68(5)、pp.389–394
- 石井弘・油井正昭 1986 「国立公園と国定公園内の教化施設に関する研究－博物館、植物園、動物園、水族館を対象として」 *千葉大学園芸学部学術報告*、通号 37、pp.37–46
- 岩永幸呼 2002 「自然解説活動と公園建築及び構造物デザインの関係－1920 年～1930 年における米国国立公園建築の計画」 *日本建築学会大会学術講演梗概集*（北陸）、pp.139–140
- 岩永幸呼 2009 「自然公園におけるインターパリテーションとビジターセンターの関係－日米国立公園におけるビジターセンターの発祥の比較－」 2002 年度日本建築学会関東支部研究報告書、pp.493–496
- 金子忠一・佐藤恵利子 1990 「都市公園における博物館等施設の設置基準化に向けての基礎的研究」 *日本造園学会研究発表論文集* 8、*造園雑誌*、53(5)、pp.323–328
- 環境省自然公園のあり方検討懇談会（第 6 回、平成 15 年 10 月 10 日）資料「ビジターセンターについて」 2003、http://www.env.go.jp/nature/ari_kata/shiryou/031010-7.pdf (2010 年 6 月検索)
- 木場一夫 1949 『新しい博物館』 日本教育出版社（『博物館基本文献集第 12 卷』 大空社 1991）

-
- 森本千尋 2008 「国営公園におけるサクラの植栽現状から見た情報発信の課題について」公園管理研究、Vol.2、pp.7-12
- 永留真雄 2007 「稀少植物の保全・活用に関する研究」公園管理研究、Vol.1、pp.44-48
- 根木昭・岸本雅敏 1997 「遺跡の公園化と博物館の広域化及びまちづくりにおける意義」長岡技術科学大学研究報告、第 19 号、pp.105-113
- 西川清、平松玲治、堀江典子 2010 「国営公園における歴史・文化学習の取り組みに関する考察－国営みちのく杜の湖畔公園ふるさと村の体験プログラムを事例として」国立青少年教育振興機構研究紀要 青少年教育フォーラム、第 10 号、pp.85-94
- 大浦康史 2008 「国営公園における地域野生植物の保全・増殖と情報発信について」公園管理研究、Vol.2、pp.19-23
- (財)公園緑地管理財団 2009 『国営公園管理の概要』
- (財)日本博物館協会編集 2008 『全国博物館総覧 追録第 272～274 合併号』ぎょうせい
- 田畠貞寿・宮城俊作・内田和伸 1990 「城跡の公園化と歴史的環境の整備」造園雑誌、53(5)、pp.169-174
- 東京都港湾局資料（平成 14 年 2 月 12 日海上公園審議会答申）「今後の海上公園のあり方」2002、
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/press/press2001/40c2d100.htm> (2010 年 6 月検索)
- 油井正昭 1989 「自然公園の教化施設に関する研究」造園雑誌、53(1)、pp.32-39